

○西海市入札又は見積及び契約の適正化の促進に関する規則

平成17年4月1日西海市規則第149号

最終改正 平成23年11月1日西海市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市の公共工事（以下「工事」という。）、業務委託（以下「委託」という。）、物品購入並びに物品製造、修繕及び借上（以下「購入等」という。）の入札又は見積及び契約等に対する市民の信頼の確保とこれを請け負う業者等の健全な発達を図ることを目的として、工事、委託及び購入等（以下「工事等」という。）の発注見直し、入札又は見積結果及び契約内容に関する情報並びに業種別名簿の公表を行うため必要な事項を定めるものとする。

(発注見直しの公表)

第2条 市長は、毎年度、当該年度の予算が確保された工事等の発注見直し（以下「発注見直し」という。）に関する事項を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 予定価格が130万円の額を超えないと見込まれるもの
- (2) 災害発生期間中、災害発生直後又は事故等で緊急的に行う工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。）
- (3) 緊急的に実施する維持工事
- (4) 公表日前に落札又は決定する工事等

(発注見直しの確定後に公表する工事)

第3条 前条本文の規定にかかわらず、次に掲げる工事等については、当該年度において発注見直しが確定した後に公表を行うものとする。

- (1) 土地等の取得が未了の工事
- (2) 道路管理者等との協議又は調整が未了の工事
- (3) 地元関係者等との協議又は調整が未了の工事
- (4) 埋蔵文化財調査が未了の工事
- (5) 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了の工事
- (6) 前各号以外で、第4条に規定する公表予定日までに、発注の見直しがたっていない工事等

(発注見直しの公表の時期)

第4条 発注見直しの公表の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度当初に行う発注見直しの公表 4月中
- (2) 年度後半の当初に行う発注見直しの公表 10月中

2 第3条の規定による公表の時期は、既に落札され、又は決定された工事等に係るものを除くほか、前項第2号の規定による公表の時期に準じる。

(発注見直しの公表事項)

第5条 工事の発注見直しの公表は、次に掲げる事項について、発注予定工事情報調書（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事種別
- (5) 工事概要
- (6) 入札又は見積方法
- (7) 入札又は見積予定時期

2 委託の発注見直しの公表は、次に掲げる事項について、発注予定委託情報 調書（様式第1号の2）により行うものとする。

- (1) 委託の名称
- (2) 委託場所
- (3) 委託期間
- (4) 委託種別
- (5) 委託概要

- (6) 入札又は見積方法
 - (7) 入札又は見積予定時期
- 3 購入等の発注見通しの公表は、次に掲げる事項について、発注予定購入等 情報調書（様式第1号の3）により行うものとする。

- (1) 購入等の名称
- (2) 購入等場所
- (3) 購入等期間
- (4) 購入等種別
- (5) 購入等概要
- (6) 入札又は見積方法
- (7) 入札又は見積予定時期

（発注見通しの公表の期間及び方法）

第6条 発注見通しの公表の期間は、公表を開始した日から当該年度の3月31日までの期間とし、その方法は、閲覧、写しの交付又は市ホームページ掲載により行うものとする。

2 前項の規定により、閲覧しようとする者は、工事等情報閲覧簿（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

3 前条の発注予定工事情報調書、発注予定委託情報調書及び発注予定購入等情報調書の写しの交付は、写しの交付申請書（様式第2号の2）により申請を受け内容審査後に交付するものとする。

（入札又は見積結果の公表）

第7条 市長は、総務部総務課が入札又は見積に付した工事等の入札又は見積結果について公表するものとする。ただし、予定価格が130万円以下のものについては、この限りでない。

（入札又は見積結果の公表の内容）

第8条 入札又は見積に付した工事の入札又は見積結果についての公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事番号及び工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 入札又は見積執行日
- (5) 入札又は見積方式
- (6) 公表期限
- (7) 予定価格
- (8) 全下判断基準価格
- (9) 最低制限価格
- (10) 商号又は名称
- (11) 入札者又は見積者の入札又は見積金額
- (12) 落札者又は決定者の落札又は決定金額
- (13) 入札又は見積において結果の表記

2 入札又は見積に付した委託の入札又は見積結果についての公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託番号及び委託名
- (2) 委託場所
- (3) 委託期間
- (4) 入札又は見積執行日時
- (5) 入札又は見積方式
- (6) 公表期限
- (7) 予定価格
- (8) 全下判断基準価格
- (9) 最低制限価格
- (10) 商号又は名称
- (11) 入札者又は見積者の入札又は見積金額

- (12) 落札者又は決定者の落札又は決定金額
- (13) 入札又は見積において結果の表記
- 3 入札又は見積に付した購入等の入札又は見積結果についての公表の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 購入等番号及び購入等名
 - (2) 購入等場所
 - (3) 購入等期間
 - (4) 入札又は見積執行日時
 - (5) 入札又は見積方式
 - (6) 公表期限
 - (7) 予定価格
 - (8) 商号又は名称
 - (9) 入札者又は見積者の入札又は見積金額
 - (10) 落札者又は決定者の落札又は決定金額
 - (11) 入札又は見積において結果の表記
- 4 入札又は見積に付した結果、不落となった場合の公表の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 番号及び件名
 - (2) 場所
 - (3) 期間
 - (4) 入札又は見積執行日時
 - (5) 入札又は見積方式
 - (6) 公表期限
- 5 入札前に公表する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 予定価格のランダム係数の範囲
 - (2) 最低制限価格のランダム係数の範囲
 - (3) 全下判断基準価格のランダム係数の範囲
 (公表の時期等)

第9条 前条第1項、第2項及び第3項に規定する入札又は見積結果に関する事項の公表は、落札者が決定した後、遅滞なく行う。

- 2 前条第5項に規定するランダム係数の範囲の公表は、入札又は見積前に行う。
- 3 予定価格、最低制限価格、全下判断基準価格、予定価格ランダム係数、最低制限価格ランダム係数、全下判断基準価格ランダム係数（以下「予定価格等及びランダム係数等」という。）、落札者又は決定者及び落札金額又は決定金額については、入札又は見積の後直ちに**入札会場にて**公表するものとし、公表の方法は、口頭により行うものとする。ただし、落札者又は決定者がなかった場合の**予定価格等及びランダム係数等は公表しないものとし、落札又は決定に際し使用しなかった場合の全下判断基準価格及び全下判断基準価格ランダム係数は公表しないものとする。**
- 4 入札又は見積において、最低制限価格を下回る入札を行い失格とされた者がある場合は、その氏名又は名称を口頭により公表するものとする。この場合において、全者が最低制限価格を下回る入札を行った場合で、全下判断基準価格を下回り不適格とされた者があるときは、その氏名又は名称を口頭により公表するものとする。

(入札又は見積結果の公表の期間及び方法)

第10条 公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日の属する月の末日までの期間とし、入札又は見積結果一覧表（工事）（様式第3号）、入札又は見積結果一覧表（委託）（様式第3号の2）、入札又は見積結果一覧表（購入等）（様式第3号の3）及び入札又は見積結果一覧表（不落）（様式第3号の4）の閲覧又は市ホームページ掲載により行う。

- 2 前項の規定により閲覧しようとする者は、入札又は見積結果閲覧簿（様式第4号）に必要事項を記載しなければならない。

(契約内容の公表)

第11条 市長は、入札又は見積に付した工事等の契約内容に関する事項を公表するものとする。ただし、契約金額が130万円以下のものについては、この限りでない。

(契約内容の公表の内容)

第12条 入札又は見積に付した工事の契約についての公表内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事番号及び工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事種別
- (4) 請負人
- (5) 公表の期限
- (6) 契約年月日及び契約変更年月日
- (7) 請負代金額及び変更請負代金額
- (8) 工期及び変更竣工年月日
- (9) 随意契約における契約相手の選定理由条項
- (10) 工事概要及び変更工事概要及び変更理由条項

2 入札又は見積に付した委託の契約についての公表内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託番号及び委託名
- (2) 委託場所
- (3) 委託種別
- (4) 契約者
- (5) 公表期限
- (6) 契約年月日及び契約変更年月日
- (7) 契約金額及び変更契約金額
- (8) 期間及び変更完成年月日
- (9) 随意契約における契約相手の選定理由条項
- (10) 委託概要、変更委託概要及び変更理由条項

3 入札又は見積に付した購入等の契約についての公表内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 購入等番号及び購入等名
- (2) 購入等場所
- (3) 購入等種別
- (4) 公表期限
- (5) 契約者
- (6) 契約年月日及び契約変更年月日
- (7) 契約金額及び変更契約金額
- (8) 期間及び変更完成年月日
- (9) 随意契約における契約相手の選定理由条項
- (10) 購入等概要、変更購入等概要及び変更理由条項

4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要
- (2) 履行期限又は契約期間
- (3) 契約の相手方の決定方法
- (4) 契約の相手方の申込方法

(契約内容の公表の時期)

第13条 公表は、契約締結後、**閲覧又は市ホームページ掲載により行うものとする。**

(契約内容の公表の期間及び方法)

第14条 公表の期間は、契約した日の翌日から起算して1年間が経過する日の属する月の末日までの期間とし、契約内容一覧表(工事)(様式第5号)、契約内容一覧表(委託)(様式第5号の2)、契約内容一覧表(購入等)(様式第5号の3)又は**随意契約内容一覧表(様式第5号の4)**により行う。ただし、繰越し又は債務負担行為事業で、その期間が1年以上の場合は、事業終了の日の属する月の末日までとする。

第15条 市長は、毎年度、当該年度の業種別名簿(工事)(様式第6号)、業種別名簿(委託)(様式第6

号の2)及び業種別名簿(購入等)(様式第6号の3)の公表を行うものとし、公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付番号及び業者番号
- (2) 業者名及び代表者名
- (3) 本社県名及び所在地
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 許可区分及び等級
- (6) 総合評点、地域性評点及び総合数値
- (7) 1級又は2級資格取得者数及びその他の資格取得者数
- (8) 年間平均完成工事高

2 業種別名簿(委託)の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付番号及び業者番号
- (2) 業者名及び代表者名
- (3) 本社県名及び所在地
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 年間平均完成委託高

3 業種別名簿(購入等)の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付番号及び業者番号
- (2) 業者名及び代表者名
- (3) 本社県名及び所在地
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 年間平均完成購入等高
(業種別名簿の公表の時期)

第16条 公表の時期は、第4条第1項に掲げる時期に公表する。

(業種別名簿の公表の期間及び方法)

第17条 公表の期間は、公表を行った日から当該年度の3月末日までの期間とし、公表の方法は、閲覧に供する方法又は写しの交付書により申請を受け交付する方法により行うものとする。

2 前項の規定により閲覧しようとするものは、建設業種別名簿閲覧簿(様式第6号)に必要事項を記載しなければならない。

(手数料)

第18条 この規則に基づく閲覧に係る手数料は無料とする。

2 この規則に基づく写しの交付は、西海市手数料条例(平成17年西海市条例第60号)別表の公文書等の写しの交付手数料に規定する額とする。

(閲覧場所)

第19条 発注見通しの公表、入札又は見積結果の公表、契約内容の公表及び業種別名簿は、総務部総務課で行う。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、工事等の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成17年4月1日西海市規則第149号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月1日西海市規則第197号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成17年10月11日西海市規則第199号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日西海市規則第203号)

この規則は、平成17年12月19日から施行する。

附 則(平成19年1月26日西海市規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日西海市規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に収入役が在職しているときは、その任期中に限り、この規則による改正後の会計管理者にかかる規定の適用については、「会計管理者」を「収入役」と読替えるものとする。

附 則（平成20年2月22日西海市規則第27号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の第7条から第14条までの入札又は見積結果の公表及び契約内容の公表については、平成20年7月1日から施行し、施行までの間は、従前の例による。

附 則（平成21年10月19日西海市規則第54号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日西海市規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日西海市規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月23日西海市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年10月に公表される入札結果又は見積結果から適用する。

附 則（平成23年11月1日西海市規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条及び第14条の規定は、平成24年4月1日以後の入札又は見積から適用し、平成24年3月31日以前の入札又は見積については、なお従前の例による。